

# 免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会

## (第2回)

日時：平成30年12月27日(木)

14:00～16:00

場所：中央合同庁舎3号館

4階特別会議室

### 議事次第

#### 1. 開 会

#### 2. 議 事

- (1) 不正事案に係る追加事象の内容について
- (2) 免震材料に係る認定事業者の状況について
- (3) その他

#### 3. 閉 会

## 第2回 配布資料一覧

### 共通

- 資料 0-1 免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会 規約
- 資料 0-2 第1回委員会議事要旨

### 議事1 不正事案に係る追加事象の内容について

- 資料 1-1 KYB(株)及びカヤバシステムマシナリー(株)が製造した免震・制振オイルダンパーの大臣認定不適合等(追加事象)の概要及び対応策(案)について
- 資料 1-2 KYB(株)及びカヤバシステムマシナリー(株)が製造した免震・制振オイルダンパーの大臣認定不適合等について(建築関連)
- 資料 1-3 KYB(株)及びカヤバシステムマシナリー(株)が製造した免震・制振ダンパーを用いた建築物の調査における当面の安全性検証の方法について(平成30年12月19日)
- ・参考資料 1-1 免震・制振オイルダンパーの大臣認定不適合等に係る追加事象への対応等について(平成30年12月19日国住指第3100号)
- ・参考資料 1-2 当社及び当社の子会社が製造した建築物用免震・制振用オイルダンパー検査工程における不適切行為(追加事象)について(平成30年12月19日)
- ・参考資料 1-3 KYB(株)及びカヤバシステムマシナリー(株)が製造した免震・制振ダンパーを用いた建築物の調査における当面の安全性検証の方法について(平成30年12月19日)
- ・参考資料 1-4 当社及び当社の子会社が製造した建築物用免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為に関する物件名の公表について(平成30年11月30日、平成30年12月7日)
- ・参考資料 1-5 弊社子会社における不適切行為に関する不適合製品数等の訂正及び新たに判明した事実等のご報告につきまして(第二報)(平成30年12月26日)
- ・参考資料 1-6 新たに判明した事実への対応等について(平成30年12月26日国住指第3202号)

### 議事2 免震材料に係る認定事業者の状況について

- 資料 2-1 当面の既認定事業者への対応(案)
- 資料 2-2 免震ダンパー等の品質管理体制に関する実態調査とりまとめ
- ・参考資料 2-1 指定建築材料に関する大臣認定制度の概要
- ・参考資料 2-2 性能評価機関による審査の強化
- ・参考資料 2-3 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件 新旧(H12年建告1446号)
- ・参考資料 2-4 免震ダンパー等の品質管理体制に関する実態調査について(依頼)(平成30年10月17日国住指第2352号)

### 議事3 その他

- 資料 3 今後の進め方(案)

免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会 規約

平成 30 年 10 月 26 日

(名称)

第 1 条 この委員会は、免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第 2 条 委員会は、建築物に係る免震材料及び制振部材に係る不正事案を受け、専門的見地から、不正事案に係る原因究明結果の検証を行うとともに、再発防止策等について検討し、国土交通省に対して提言を行うことを目的とする。

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、別紙のとおりする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を各 1 名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会の議長となり、議事の進行に当たる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(事務局)

第 5 条 委員会の事務局は、国土交通省住宅局が行う。

(関係者からの意見聴取)

第 6 条 委員長が必要と認めるときは、関係者を呼びその意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第 7 条 会議については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。議事要旨について、事務局は委員長の確認を得たのち、会議後速やかにホームページで公開する。

(守秘義務)

第 8 条 委員会委員に対しては、国家公務員と同様に国家公務員法上の守秘義務が課される。

以上

「免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会」

名 簿

委 員 長	<small>ふかお</small> 深尾	<small>せいいち</small> 精一	首都大学東京名誉教授
副委員長	<small>きたむら</small> 北村	<small>はるゆき</small> 春幸	東京理科大学副学長（理工学部建築学科教授）
委 員	<small>おおもり</small> 大森	<small>ふみひこ</small> 文彦	東洋大学教授・弁護士
委 員	<small>せいけ</small> 清家	<small>つよし</small> 剛	東京大学大学院准教授
委 員	<small>おくだ</small> 奥田	<small>やすお</small> 泰雄	国立研究開発法人建築研究所 構造研究グループ長

(敬称略)

## 免震材料および制振部材に関する外部有識者委員会（第1回）議事要旨

日時：平成30年11月9日（金） 18:00～20:00

場所：中央合同庁舎3号館4階特別会議室

### （1）説明事項 免震材料及び制振材料に係る不正事案の概要について

○事務局から、資料2及び参考資料により、不正事案の内容、国土交通省の対応及び東洋ゴム（株）の不正事案の際の再発防止策についての説明を行った。

○委員から、サンプル調査の実施方法について質問があり、事務局から、サンプル調査は、現状出荷のない事業者を除外した上で、免震材料の種類ごとに、過去に調査を実施したか等の観点から絞り込み、その後、無作為に選定している旨回答した。

○委員から、東洋ゴム（株）の不正事案では、品質管理に独立性がなかったことが問題であったと認識され、品質管理責任者が独立して選任されることを求めているところ、今回の件では、品質管理責任者は独立していたとみなせる状態だったのかとの質問があり、事務局から、各社において外部調査等が行われている段階のため、詳細は今後確認する旨回答した。

○資料2等で示された方法で、引き続き安全性検証及び他の認定事業者への調査等を進めていくこととなった。

### （2）今後の進め方について

○事務局から、資料3により、今後の進め方についての説明を行った。

○委員から、品質管理基準は平成27年の基準改正でどのように変わったのか質問があり、事務局から、東洋ゴム（株）の不正事案を受けて、性能評価段階での審査の強化が行われ、それまでは書類審査のみであったが、改正後は現地立ち合い検査も求めることとした。また、製造部門とは切り離された品質管理責任者を置くこととともに、品質管理基準の中で、検査データなどの記録をきちんと保管することなどを定めたこと等を資料2により説明した。

○委員から、他の免震材料以外の認定材料や、制振部材について、議論の対象とするかどうか質問があり、引き続き議論することとなった。

○今後の進め方については、資料3をもとに進めていくこととなった。

以上